

第44回全国育樹祭シンボルマーク及び大会ロゴ取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、第44回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）のシンボルマーク及び大会ロゴ（以下「シンボルマーク等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 シンボルマーク等とは、「第44回全国育樹祭シンボルマーク及び大会ロゴデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）」に定めるものをいう。

(利用の申請)

第3条 シンボルマーク等の利用の許諾を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ「第44回全国育樹祭シンボルマーク及び大会ロゴ利用申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して、第44回全国育樹祭北海道実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、その許諾を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 北海道（以下「道」という。）及び第44回全国育樹祭北海道実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主体となって実施するイベント等で利用するとき。
- (2) 共催者である公益社団法人国土緑化推進機構が広報の目的で利用するとき。
- (3) 実行委員会の構成員が広報の目的で利用するとき。
- (4) 国又は地方公共団体が広報の目的で利用するとき。
- (5) 報道機関が広報の目的で利用するとき。
- (6) 道内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が、児童、生徒及び学生に対して、育樹祭開催に関する周知を行う目的で利用するとき。

2 前項の利用許諾は、許諾番号を付した上で、「第44回全国育樹祭シンボルマーク及び大会ロゴ利用許諾書」（様式第2号）をもって行う。

(利用の制限)

第4条 会長は、次のいずれかに該当するときは、シンボルマーク等の利用を許諾しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 道及び育樹祭のイメージや品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用するとき及びこれらの者が商品等を販売するとき。
- (6) シンボルマーク等の利用によって、特定の企業、団体、又は商品等のキャラクターと誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (7) デザインマニュアルに定められた利用方法に従うものでないとき。
- (8) その他会長が不相当と認めるとき。

(利用上の遵守事項)

第5条 シンボルマーク等の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された用途にのみ利用し、第44回全国育樹祭北海道実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の指示する利用条件に従うこと。
- (2) 利用に当たっては、事務局が提供したシンボルマーク等に係る素材を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

- (3) デザインマニュアルに定められた色、形等のデザインや利用方法に従うこと。
- (4) 原則として、シンボルマーク等を利用する物件には「第44回全国育樹祭第〇号（第3条第2項による許諾番号）」を明示すること。ただし、その形状等から許諾番号明示することが困難な場合を除く。
- (5) 物件の完成見本を、速やかに事務局に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) シンボルマーク等の利用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行い、当該利用により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負うこと。シンボルマーク等の著作物自体に起因しない事故等が発生した場合は、実行委員会は一切の責任を負わない。
- (7) 故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。

(許諾内容の変更)

第6条 利用者は、許諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「第44回全国育樹祭シンボルマーク及び大会ロゴ利用許諾変更申請書」（様式第3号）を会長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第3条から前条までの規定を準用する。

(利用状況の報告等)

第7条 会長は、利用者に対し、「第44回全国育樹祭シンボルマーク及び大会ロゴ利用物件一覧」（様式第4号）により、シンボルマーク等の利用状況について報告を求めることができる。

(許諾の取消し)

第8条 会長は、シンボルマーク等の利用がこの要領及び許諾内容に違反していると認められるときは、当該許諾を取り消し、当該許諾に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前号の規定により、許諾を取り消された者は、当該許諾に係る物件を利用してはならない。

3 第1項の規定により当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。

(使用料)

第9条 シンボルマーク等の使用料については、無償とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、シンボルマーク等の取扱いに関して必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要領は、平成30年12月25日から実行委員会の解散までとする。